

令和6年7月22日

県所管域

(指定都市及び中核市を除く)

指定障害福祉サービス事業所等 開設法人代表者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長

## 令和6年度神奈川県社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）支給申請について

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和5年度下半期に引き続き、原油価格・物価高騰に直面する障害福祉施設等に対し、事業継続に向けた支援金を支給することとしました。

つきましては、次のとおり支給申請を受け付けますので、支給を希望する場合は法人で取りまとめの上、期日までに申請書等を県へ送信してください。

### 1 対象施設・事業所

(指定都市・中核市を除く) 県内に所在する障害福祉サービス等の施設・事業所であって、次の要件を満たすこと

- ・令和6年5月1日以前に指定を受け、申請日時点で現に運営していること

※同一建物内で、施設区分が同一の介護保険サービスを提供している事業所については、本事業の対象とはなりません。 (施設区分は次表参照)

### 2 支援金額

施設区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・居住系事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ）） 共同生活援助、福祉型障害児入所施設 短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和6年5月1日時点における定員1名当たり 7,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援 自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く）） 就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、地域活動支援センター 日中一時支援 <u>※ 障害者支援施設の昼間サービスは除く。</u>	1事業所当たり 30,000円

訪問系 事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業 基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援 訪問入浴サービス	1 事業所当たり 20,000 円
------------	---	----------------------

詳細は、支給要綱の別表を御確認ください。

### 3 申請方法

(申請は貴法人が設置する施設・事業所をまとめて1回の申請でお願いします。)

(1) 申請期間 令和6年7月25日（木）～8月30日（金）

(2) 申請方法 e-kanagawa神奈川県電子申請システムによる電子申請

**【URL】**

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=75833](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75833)

(3) 提出物

ア 申請様式（※ひとつのエクセルファイルで、様式ごとに別シートになっています。）

- ・第1号様式 支給申請書（口座振込申出書も含む）
- ・口座振込申出書
- ・第1号様式別添1 施設・事業所別申請額一覧（サービス別一覧）
- ・第1号様式別添2 役員等氏名一覧表

イ 添付書類

- ・振込口座の通帳の表紙裏の見開きページの写し
- ・申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類（令和5年度下半期に本支援金を受給している場合は、添付不要）
- ・障害福祉サービス費等支払決定額通知書の写し（令和5年度下半期に本支援金を受給している場合は、添付不要）

### 4 申請書等の掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 1 神奈川県からのお知らせ

→ 1 お知らせ

**【URL】**

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=3>

### 5 問合せ先

神奈川県高齢者・障がい者施設等物価高騰対応支援金センター

（受託業者：株式会社CTI情報センター）

電話：045-330-4316（受付時間は平日9時30分～17時）

※発信時は、050-5538-1750

メールアドレス：[support\\_money\\_kanagawa@cti-info.co.jp](mailto:support_money_kanagawa@cti-info.co.jp) **※不備訂正用**

〔 事務担当は、障害サービス課 物価高騰支援金チーム 〕